

## 駿河台大学大学院学則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** 駿河台大学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

(研究科)

**第2条** 駿河台大学大学院（以下「本大学院」という。）に次の研究科及び専攻を置く。

法務研究科	法曹実務専攻
経済学研究科	経済・経営専攻
現代情報文化研究科	文化情報学専攻 法情報文化専攻
心理学研究科	臨床心理学専攻 法心理学専攻

2 法務研究科法曹実務専攻は独立研究科とし、法科大学院と称する。

(教育研究上の目的)

**第2条の2** 各研究科の教育研究上の目的は次のとおりとする。

- (1) 法務研究科においては、企業に関わる総合的法律分野に通じた法曹の養成並びに福祉社会及び消費者保護など個人に関わる法律分野に通じた法曹の養成
- (2) 経済学研究科においては、高度の専門性を要する職業に必要な経済又は経営に関する専門知識及び能力を持った職業人の養成並びに国際社会及び地域社会での経済及びビジネス社会に貢献し得る経済人の養成
- (3) 現代情報文化研究科においては、情報資源の管理に関する知識及び技術並びに法学に関する知識及び技術を総合して、情報化社会における知識情報の管理を担う能力を有する人材の養成
- (4) 心理学研究科においては、幅広い視点と心理学的専門性に裏付けられた知識と技能をもって、心の問題に実際的に対処する専門家と共に、法的現実で求められる心理学的問題の理解と解決を実際的に支援できる人材の養成

(大学院の課程)

**第3条** 本大学院に、修士課程及び専門職学位課程を置く。

- 2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。
- 3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。
- 4 各課程における標準修業年限及び在学年限は次のとおりとする。

課程	研究科	標準修業年限	在学年限
修士課程	経済学研究科 現代情報文化研究科 心理学研究科	2年	4年
専門職学位課程	法務研究科	3年	6年

- 5 研究科は、その定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 6 前項の規定により計画的な履修を認められた者の在学年限は、次のとおりとする。

課程	研究科	在学年限
修士課程	経済学研究科	6年

## 第1章 基本

	現代情報文化研究科 心理学研究科	
専門職学位課程	法務研究科	8年

(学生定員)

**第4条** 本大学院の学生定員は次のとおりとする。

研究科・専攻		入学定員	収容定員
経済学研究科	経済・経営専攻	10名	20名
現代情報文化研究科	文化情報学専攻	15名	30名
	法情報文化専攻	15名	30名
心理学研究科	臨床心理学専攻	15名	30名
	法心理学専攻	15名	30名
法務研究科	法曹実務専攻	48名	144名

## 第2章 組織

(教員)

**第5条** 本大学院における授業及び研究指導は、大学院設置基準、専門職大学院設置基準及び法科大学院設置基準に規定する資格に該当する本学の各学部教授及び本大学院教授がこれを行う。ただし、特に必要のあると認められる場合は、准教授をもってこれに充てることができる。

2 授業科目の担当については、特に必要のあると認められる場合は、専任又は兼任の講師をもってこれに充てることができる。

(事務職員)

**第6条** 本大学院に必要な事務職員を置く。

(運営組織)

**第7条** 本大学院の各研究科に研究科委員会を置き、各専攻に専攻会議を置くことができる。ただし、一の専攻で構成される研究科にあっては、研究科委員会は専攻会議を兼ねることができる。

2 複数の学部を基礎とする複数の専攻で構成される研究科にあっては、研究科委員会に研究科運営委員会を置くことができる。研究科運営委員会に関する事項は、別に定める。

(研究科長等)

**第8条** 各研究科に研究科長を置き、各専攻に専攻長を置くことができる。ただし、研究科長は、一の専攻について専攻長を兼ねるものとする。

2 複数の学部を基礎とする複数の専攻で構成される研究科にあっては、副研究科長を置くことができる。副研究科長は一の専攻について専攻長を兼ねるものとする。

3 副研究科長は、研究科長を補佐し、研究科長に事故あるときはその職務を代行する。

4 副研究科長を置かない研究科にあって、研究科長に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した者が研究科長の職務を行う。

(研究科委員会)

**第9条** 研究科委員会は、当該研究科の教育を担当する専任の教授及び准教授をもって組織する。

2 研究科長は研究科委員会を招集し、その議長となり、研究科に関する事項をつかさどり、研究科を代表する。

3 研究科委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 人事に関すること。
- (2) 授業及び研究指導に関すること。
- (3) 試験に関すること。
- (4) 学位授与及び学位論文の審査に関すること。
- (5) 学生の身分に関すること。
- (6) 学生の賞罰に関すること。

- (7) その他、研究科に関すること。
- 4 前項第4号「学位論文の審査に関すること。」とあるのは、法科大学院においては、「修了の認定に関すること。」とする。
- 5 その他、研究科委員会について必要な事項は、別に定める。  
(専攻会議)

**第9条の2** 専攻会議は、修士課程においては当該専攻の研究指導を担当する専任の教授、専門職学位課程においては、その教育を担当する専任の教授をもって組織する。

- 2 専攻長は、専攻会議を招集し、その議長となり、専攻に関する事項をつかさどる。
- 3 専攻会議は、前条第3項の事項のうち、当該専攻に係る事項について所管する。

### 第3章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

**第10条** 学年、学期及び休業日については、駿河台大学学則第13条、第14条及び第15条の規定を準用する。

### 第4章 入学、転入学、再入学、転科及び転専攻

(入学の時期)

**第11条** 本大学院の入学の時期は、4月1日とする。

(入学資格)

**第12条** 本大学院の修士課程に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学士の学位を有する者
  - (2) 外国において通常の課程による16年の学校教育を修了した者
  - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 我が国において、外国の大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学省が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (5) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に終了した者
  - (6) 文部科学大臣の指定した者
  - (7) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科委員会が認めた者
  - (8) 個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると研究科委員会が認めた者で、22歳に達した者
- 2 本大学院の法科大学院に入学できる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、法科大学院適性試験を受験したものとする。

(入学の出願)

**第13条** 本大学院の入学を志願する者は、所定の入学願書及び別に定める書類に所定の入学検定料を添えて願い出なければならない。

- 2 出願手続について必要な事項は、別に定める。

(入学志願者の選考)

**第14条** 前条の入学志願者の選考は、研究科委員会の議を経て、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

**第15条** 前条の選考の結果に基づく合格者は、誓約書、保証書、その他本大学院が必要と認める書類を所定の期日までに提出し、別に定める学費を所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 保証書の保証人は、父母とし、学生の在学中に関する一切の事項について保証しなければならない。ただし、父母が保証人となることのできない場合は、親族又は縁故者とする。

3 学長は、第1項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

**第16条** 本大学院以外の大学院の学生が、所属大学の学長又は研究科長等の承認書を添えて本大学院に転入学を志願したときは、学年の始めに限り、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。ただし、心理学研究科臨床心理学専攻への転入学は認めない。

2 本大学院を正当の理由で退学した者が再入学を願い出たときは、学年の始めに限り、研究科委員会の議を経て、これを許可することがある。

(転科及び転専攻)

**第16条の2** 本大学院に在学する者が、他の研究科に転科を志願したときには、学年の始めに限り、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

2 本大学院に在学する者が、研究科内の他の専攻に転専攻を志願したときには、学年の始めに限り、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することがある。

3 第1項の定めるところにより転科を許可された者が、転科前に履修した科目及び修得した単位は、転入した研究科委員会の認定により、転入した研究科において履修した授業科目及び修得した単位とすることができる。また、第2項の定めるところにより転専攻を許可された者が、転専攻前に履修した授業科目及び修得した単位につき、当該研究科委員会の認定を受けたときも、また同様とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、心理学研究科臨床心理学専攻への転科及び転専攻は認めない。

#### 第5章 休学、復学、転学、留学及び退学

(休学)

**第17条** 病気その他やむを得ない事由により、引き続き2カ月以上修学することができない者は、その事由を具して保証人連署のうえ、研究科長に願い出て、許可を得て休学することができる。

(休学期間)

**第18条** 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

**第19条** 休学期間が満了し、又は休学の事由が消滅したときは、研究科長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、学年の始めとする。

(転学)

**第20条** 他の大学院へ入学又は転入学を志願しようとする者は、研究科長に転学願を提出し、許可を受けなければならない。

(留学)

**第21条** 外国の大学院、又はそれに準ずる高等教育、研究機関等（以下「外国の大学院等」という。）に留学を志願する者は、教育研究上有益と認められた場合に限り、研究科長の許可を得て留学することができる。

2 削除

(願い出による退学)

**第22条** 病気その他やむを得ない事由のため退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

(命令による退学)

**第23条** 次の各号のいずれかに該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が退学を命ずる。

(1) 学費の納付を怠った者

- (2) 第3条に定める在学年限を超えた者
- (3) 学業を怠り、又は回復困難な病気により成業の見込みがないと認められる者
- (4) 第18条に定める休学期間を超えてもなお修学ができない者
- (5) 長期間にわたって行方不明の者

## 第6章 教育課程、教職課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

**第24条** 本大学院は、その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成する。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう努める。

(教育方法)

**第24条の2** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。ただし、法科大学院においては、学位論文の指導は行わない。

- 2 本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する。
- 3 本大学院は、学生に対して、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっての基準を明示する。
- 4 本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(授業科目、単位数、履修方法)

**第25条** 本大学院修士課程の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第 のとおり、また、専門職学位課程の授業科目、単位数及び履修方法は、別表第 のとおり定める。

(単位の計算方法)

**第26条** 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前2号に定める各授業方法を二以上併用して行う授業については、その組み合わせに応じ、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(他研究科の授業科目の履修)

**第27条** 各研究科において、教育研究上特に必要ある場合は、本大学院の他研究科の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。
- 3 他の大学院の授業科目を法科大学院において履修したものとみなす単位数は、30単位を超えない範囲とする。ただし、本法科大学院の修了に必要な単位数が93単位を超える単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。
- 4 前3項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(他大学院及び大学共同利用機関における授業科目の履修)

**第27条の2** 教育研究上有益と認めるときは、予め協議を行った他の大学院及び本大学院が特に認めた大学共同利用機関の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

**第27条の3** 教育研究上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により認定できる単位数は、第27条の2の規定により本大学院において履修したものとみなす単位数と合わせて、10単位を超えないものとする。ただし、法科大学院においては、30単位(第27条の2第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(専攻科目、研究指導教授)

**第28条** 学生は、授業科目のうちから専門に研究しようとする科目を選び、当該科目の演習を担当する教員によって研究指導を受けるものとする。

2 前項に規定する授業科目を、その学生の専攻科目と称し、学生の研究指導を担当する教員を研究指導教授という。

3 前2項の規定は、法科大学院の学生には適用しない。

(教育職員免許状)

**第28条の2** 中学校教諭もしくは高等学校教諭の一種免許状を取得している者又はその取得所要資格を有している者で、当該免許教科に係る中学校専修免許状又は高等学校専修免許状の取得所要資格を希望する者は、当該研究科・専攻において、教育職員免許法及び同施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項により本大学院において取得できる教育職員免許状の種類(教科)及び開設研究科・専攻は、次のとおりとする。

免許状の種類(教科)	研究科・専攻
中学校教諭専修免許状(社会)	経済学研究科経済・経営専攻
高等学校教諭専修免許状(公民)	現代情報文化研究科法情報文化専攻
高等学校教諭専修免許状(情報)	現代情報文化研究科文化情報学専攻

3 前項の免許状を取得するための授業科目及び単位の履修方法について必要な事項は別に定める。

### 第7章 試験及び単位の授与

(試験)

**第29条** 所定の授業科目を履修した者に対しては、毎学年末に試験を行う。ただし、必要があると認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

2 病気その他やむを得ない事由により受験できなかった者については、追試験を行うことができる。

3 試験の方法、成績評価の方法等は、研究科委員会が定める。

(単位の授与)

**第30条** 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

2 修士課程の履修科目の成績は、A・B・C・Fの4段階をもって表示し、A・B・Cを合格、Fを不合格とする。

3 法科大学院の履修科目の成績は、A・B・C・D・Fの5段階をもって表示し、A・B・C・Dを合格、Fを不合格とする。

4 前項の規定にかかわらず、「導入科目」、「導入科目」、「クリニック・エクスターンシップ」及び「法学研究論文」についての評価は、P(合格)又はF(不合格)とする。

### 第8章 課程修了及び学位授与

(修了要件)

**第31条** 修士課程の修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、経済学研究科及び現代情報文化研究科は32単位以上、心理学研究科は34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査

又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 法科大学院の修了の要件は、本大学院に3年以上在学し、96単位以上を修得した上、研究科委員会が定めるGPAの基準値を満たさなければならない。ただし、本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、当該単位の数に相当する1年を超えない期間、在学期間を短縮することができるものとする。
- 3 前項ただし書の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数は、第27条の2及び第27条の3の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて30単位（第27条の2第3項ただし書の規定により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。

（学位の授与）

**第32条** 修士課程を修了した者には、駿河台大学学位規程の定めるところにより、修士の学位を授与する。

- 2 専門職学位課程の法科大学院を修了した者には、駿河台大学学位規程の定めるところにより、法務博士の学位を授与する。
- 3 駿河台大学学位規程は、別に定める。

#### 第9章 委託生、研究生等、科目等履修生等及び外国人留学生

（委託生）

**第33条** 公の機関又は民間団体等からの委託によって本大学院の特定の授業科目について聴講を希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、委託生として、これを許可することができる。

（研究生）

**第34条** 本大学院において特定課題について研究指導を希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生として、これを許可することができる。

（法務研究生）

**第34条の2** 本学法科大学院において法曹となろうとする者に必要な知識及びその応用能力の学習指導を希望する者があるときは、法務研究科委員会の議を経て、法務研究生として、これを許可することができる。

（臨床心理研究生）

**第34条の3** 本学大学院心理学研究科臨床心理学専攻修了者において臨床心理士となろうとする者に必要な知識及びその応用能力の学習指導を希望する者があるときは、心理学研究科委員会の議を経て、臨床心理研究生として、これを許可することができる。

（特別科目等履修生）

**第35条** 他の大学院の学生が、本大学院において特定の授業科目を履修しようとするときは、当該大学院との協議に基づき、研究科委員会の議を経て、特別科目等履修生として、これを許可することができる。

（科目等履修生）

**第36条** 本大学院において特定の授業科目を聴講することを希望する者があるときは、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として、これを許可することができる。

（外国人留学生）

**第37条** 外国人であって、第12条に規定する入学資格を有する者が、本大学院に入学を志願するときは、日本政府、日本政府の承認した外国政府若しくは日本駐在の外国公館の発行した身分証明書、又はこれに準ずる証明書のある者に限り、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

（その他）

**第38条** 委託生、研究生等、科目等履修生等及び外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

- 2 第33条、第35条及び第36条の規定にかかわらず、心理学研究科臨床心理学専攻においては、委託生、特別科目等履修生及び科目等履修生の受け入れは行わない。

**第10章 入学検定料及び学費**

(入学検定料)

**第39条** 入学志願者は、入学検定料を納付しなければならない。

2 入学検定料については、別表第 - 1のとおりとする。

(学費)

**第40条** 学費は、入学金、授業料及び施設費とし、その額は、別表第 - 2のとおりとする。

2 休学期間中の授業料は、半額とする。

3 学費の納期、納付方法等について必要な事項は、別に定める。

(納付した学費等)

**第41条** 既に納付された入学検定料及び学費は、理由の如何を問わず返還しない。

**第11章 研究施設等**

(施設等)

**第42条** 本大学院には、その教育研究に必要な講義室、研究室、演習室等を備えるものとする。

2 本大学院の学生は、本学のメディアセンター、厚生保健施設等を利用できる。

**第12章 賞罰**

(賞罰)

**第43条** 賞罰に関しては、駿河台大学学則第50条及び第51条の規定を準用する。ただし、教授会とあるのは研究科委員会と読み替えるものとする。

**第13章 奨学生**

(奨学生)

**第44条** 本大学院に奨学生を置くことができる。

2 奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

この学則は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定に関し、平成10年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第25条及び第31条の規定に関し、平成11年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定に関し、平成11年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

この学則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第25条の規定に関し、経済学研究科の平成13年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

2 第27条の2の大学共同利用機関とは、次の機関をいう。

(1) 国文学研究資料館史料館

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 第25条の規定に関し、経済学研究科の平成13年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

3 別表第 の入学検定料については、平成14年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、別表第 の入学検定料については、平成15年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

2 法学研究科及び文化情報学研究科については、平成17年3月31日に当該研究科に在学する学生が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 別表第 の入学検定料については、平成16年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成17年9月1日から施行する。

この学則は、平成18年3月1日から施行する。

この学則は、平成18年4月1日より施行する。

2 第25条の規定に関し、経済学研究科における平成17年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 別表第 の入学検定料については平成17年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第25条及び第31条2項の規定に関し、法務研究科における平成18年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 別表第 の入学検定料については平成18年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第25条の別表第 に関する平成19年度以前の入学者の適用については、「国際法」及び「証券取引法」をそれぞれ「国際法 」及び「金融商品取引法」に読み替えるものとする。

3 別表第 の入学検定料については平成19年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第25条の規程に関し、経済学研究科における平成20年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第4条の規程に関し、平成21年度以前の入学者については、なお、従前の例による。

3 第25条の規定に関し、経済学研究科、現代情報文化研究科文化情報学専攻及び現代情報文化研究科法情報文化専攻における平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

4 別表第 の入学検定料については平成21年度中に受験する志願者から適用する。

この学則は、平成22年6月1日から施行する。

2 第31条第2項の規定に関し、法務研究科における平成21年度以前の入学者については、なお従前の例による。

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 第25条の規定に関し、心理学研究科における平成22年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 別表第 の入学検定料については平成23年度中に受験する志願者から適用する。

【別表第 1】

1. 経済学研究科

経済・経営専攻

演習科目		単位数	オリエンテーション科目	単位数	履修方法及び修了要件
経済学演習		4	経済学基礎	2	
経済学演習		4	経営学基礎	2	
経営学演習		4	研究・論文作法	2	
経営学演習		4	イント・ユーザ・コンピュータینگ	2	
選択講義科目		単位数	選択講義科目	単位数	選択講義科目及びオリエンテーション科目の中から、24単位以上（ただし、選択したコースから16単位以上を含む）、計32単位以上を修得し、かつ学位論文を提出し、最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。  ただし、他研究科開設科目については、6単位まで修了要件単位に含めることができる。
経済コース	マクロ経済学特論	2	地方財政特論	2	
	ミクロ経済学特論	2	日本経済史特論	2	
	計量経済学特論	2	欧米経済史特論	2	
	国際経済学特論	2	国際協力特論	2	
	金融特論	2	欧米経済特論	2	
	経済政策特論	2	アジア経済特論	2	
	公共経済学特論	2	開発経済特論	2	
	財政学特論	2	地域経済学特論	2	
	租税特論	2	法人税法特論	2	
日本経済特論	2	所得税法特論	2		
経営コース	経営学特論	2	情報資源管理特論	2	
	経営戦略特論	2	会計学特論	2	
	マーケティング特論	2	財務会計特論	2	
	経営管理特論	2	管理会計特論	2	
	企業倫理特論	2	制度会計特論	2	
	経営史特論	2	財務分析特論	2	
	国際経営特論	2	国際会計特論	2	
	中小企業経営特論	2	税務会計特論	2	
	マネジメント・サイエンス特論	2	リスク管理特論	2	
	ビジネス・デザイン特論	2	会計監査特論	2	
経営データ分析特論	2	会計情報システム特論	2		
情報経営特論	2				

2. 現代情報文化研究科  
文化情報学専攻

演習科目		単位数	選択必修科目(基礎分野)	単位数	履修方法及び修了要件	
文化情報学演習	A	4	文化情報学特殊講義	2	演習科目は、A・AあるいはB・Bのいずれか2科目8単位必修。 選択必修科目及び選択講義科目の中から24単位以上(但し、選択必修科目4単位以上を含む)、計32単位以上を修得し、かつ学位論文を提出し、最終試験(口頭試問)に合格しなければならない。 研究指導教授が教育研究上必要と認める場合には、法情報文化専攻並びに他研究科に開設されている選択講義科目を履修することができる。この場合、修得単位のうち合計6単位までを修了要件の単位に充当することができる。	
文化情報学演習	A	4	情報システム特殊研究	2		
文化情報学演習	B	4	論文作成法	2		
文化情報学演習	B	4	現代法特殊講義 情報社会特論	2 2		
選択講義科目(基本領域)		単位数	選択講義科目(基本領域)	単位数		
ドキュメント管理総合分野	ドキュメント管理特殊講義	2				
	アーカイブス管理論特論	2				
	電子ドキュメント管理論特論	2				
	ドキュメント管理の潮流・特別講義	2				
情報学分野	情報セキュリティ特殊研究	2	情報処理言語特殊研究	2		
	電子文書特殊研究	2	情報検索論特論	2		
	タータハース設計特論	2	情報メティア倫理特論	2		
	情報ネットワーク特殊研究	2	情報関連専門職特論	2		
	マルチメティア論特論	2				
選択講義科目(専門領域)		単位数	選択講義科目(専門領域)	単位数		
行政文書管理分野	行政文書管理論特論	2	行政事務管理論特論	2		
	行政文書管理論特論	2	課題研究	2		
	行政資料論特論	2	課題研究	2		
	行政情報システム特論	2	行政学研究	2		
	行政事務管理論特論	2				
観光情報分野	観光情報政策論特論	2	観光資源管理論特論	2		
	観光情報資源論特論	2	国際観光情報論特論	2		
	景観観光情報論特論	2	エコ・ツーリズム特論	2		
情報資源分野	映像資料管理論特論	2	マスメティア論特論	2		
	音響資料管理論特論	2	図書館情報学特論	2		
	美術情報資源論特論	2	著作権法研究	2		

第1章 基本

法情報文化専攻

演習科目		単位数	選択必修科目	単位数	履修方法及び修了要件
法	情 報 演 習	4	文 化 情 報 学 特 殊 講 義	2	演習科目は、2科目8単位 必修。 選択必修科目及び選択講 義科目の中から 24単位以 上(但し、選択必修科目4単 位以上を含む)、計32単位 以上を修得し、かつ学位論 文を提出し、最終試験(口頭 試問)に合格しなければならない。 研究指導教授が教育研究 上必要と認める場合には、 文化情報学専攻並びに他研 究科に開設されている選択 講義科目を履修することが できる。この場合、修得単位 のうち合計6単位までを修了 要件の単位に充当すること ができる。
法	情 報 演 習	4	現 代 法 特 殊 講 義	2	
			論 文 作 成 法	2	
			憲 法 特 論	2	
			民 法 特 論	2	
			情 報 社 会 特 論	2	
	選択講義科目	単位数	選択講義科目	単位数	
情報学分野	情報セキュリティ特殊研究	2			
	情報検索論特論	2			
	マルチメディア論特論	2			
文学分野	マスメディア論特論	2			
	行政情報システム特論	2			
	行政資料論特論	2			
法学分野	家族法研究	2	著作権法研究	2	
	民事手続法研究	2	契約法研究	2	
	刑法研究	2	不法行為法研究	2	
	刑事法研究	2	企業法研究	2	
	行政法研究	2	情報社会における犯罪対策	2	
	商法研究	2	比較法研究	2	
	教育法研究	2	政策研究	2	
	経済法研究	2	行政学研究	2	
	消費者法研究	2	国際法研究	2	
	税法研究	2	国際関係論研究	2	
	行政手続法研究	2	英米政治研究	2	
	情報公開法研究	2	社会福祉法研究	2	
	個人情報保護法研究	2			

3. 心理学研究科

臨床心理学専攻（平成23年度以降入学者適用）

は必修科目

科目群	授業科目	単位数	授業科目	単位数	修了要件単位
基幹科目群	臨床心理学特論	2	臨床心理学特論	2	基幹科目群8科目16単 位、発展科目群5科目14 単位以上、基礎科目群2科 目4単位以上、合計34単 位以上を修得し、かつ修士 論文を提出し、最終試験 （口頭試験）に合格しなけ ればならない。
	臨床心理面接特論	2	臨床心理面接特論	2	
	臨床心理査定演習	2	臨床心理査定演習	2	
	臨床心理基礎実習	2	臨床心理実習	2	
発展科目群	臨床心理学研究法特論	2	精神医学特論	2	
	遊戯療法特論	2	投影法特論	2	
	犯罪心理学特論	2	法心理学特論	2	
	非行臨床特論	2	非行臨床特論	2	
	臨床心理学研究	4	臨床心理学研究	4	
基礎科目群	人格心理学特論	2	認知心理学特論	2	
	社会心理学特論	2	老年心理学特論	2	
	心理臨床統計法論	2			

法心理学専攻（平成23年度以降入学者適用）

は必修科目

科目群	授業科目	単位数	授業科目	単位数	修了要件単位
基幹科目群	法心理学原論	2	法心理学特論	2	基幹科目群8科目16単 位、発展科目群4科目14 単位以上、基礎科目群2科 目4単位以上、合計34単 位以上を修得し、かつ修士 論文を提出し、最終試験 （口頭試験）に合格しなけ ればならない。
	法心理学特論	2	犯罪心理学特論	2	
	犯罪心理学特論	2	司法臨床心理学特論	2	
	司法臨床心理学特論	2	心理学実習	2	
発展科目群	家族と法特論	2	消費者保護法特論	2	
	不法行為特論	2	個人情報保護法特論	2	
	供述心理学特論	2	精神病理学特論	2	
	捜査心理学特論	2	被害者学特論	2	
	法心理学演習	2	法心理学演習	2	
	法心理学研究	4	法心理学研究	4	
基礎科目群	応用人格心理学特論	2	応用認知心理学特論	2	
	応用社会心理学特論	2	応用発達心理学特論	2	
	心理学統計法特論	2	刑事法特論	2	
	刑事政策特論	2	司法手続特論	2	
	民事法特論	2			

第1章 基本

4. 心理学研究科

臨床心理学専攻（平成22年度以前入学者適用）

は必修科目

科目群	授業科目	単位数	授業科目	単位数	修了要件単位
基幹科目群	臨床心理学特論	2	臨床心理学特論	2	基幹科目群8科目16単位、発展科目群4科目14単位以上、基礎科目群2科目4単位以上、合計34単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。
	臨床心理面接特論	2	臨床心理面接特論	2	
	臨床心理査定演習	2	臨床心理査定演習	2	
	臨床心理基礎実習	2	臨床心理実習	2	
発展科目群	臨床心理学研究法特論	2	精神医学特論	2	
	遊戯療法特論	2	投影法特論	2	
	犯罪心理学特論	2	法心理学特論	2	
	非行臨床特論	2	非行臨床特論	2	
	臨床心理学研究	8			
基礎科目群	人格心理学特論	2	認知心理学特論	2	
	社会心理学特論	2	老年心理学特論	2	
	心理学統計法特論	2			

法心理学専攻（平成22年度以前入学者適用）

は必修科目

科目群	授業科目	単位数	授業科目	単位数	修了要件単位
基幹科目群	法心理学原論	2	法心理学特論	2	基幹科目群8科目16単位、発展科目群4科目14単位以上、基礎科目群2科目4単位以上、合計34単位以上を修得し、かつ修士論文を提出し、最終試験（口頭試問）に合格しなければならない。
	法心理学特論	2	犯罪心理学特論	2	
	犯罪心理学特論	2	非行臨床特論	2	
	非行臨床特論	2	法心理学実習	2	
発展科目群	家族と法特論	2	消費者保護法特論	2	
	不法行為特論	2	個人情報保護法特論	2	
	供述心理学特論	2	精神医学特論	2	
	臨床心理学特論	2	臨床心理学特論	2	
	臨床心理面接特論	2	臨床心理面接特論	2	
	法心理学演習	2	法心理学演習	2	
	法心理学研究	8			
基礎科目群	人格心理学特論	2	認知心理学特論	2	
	社会心理学特論	2	老年心理学特論	2	
	心理学統計法特論	2	刑事法特論	2	
	刑事政策特論	2	司法手続特論	2	
	民法特論	2			

[別表第 ]

1. 法務研究科

法曹実務専攻(平成21年度以降入学者)

は必修科目

科目群		授業科目	単位数	修了要件単位
法律基本科目	導入科目	導入科目	1	-
		導入科目	1	
	公法系	憲法	2	14単位必修
		憲法	2	
		行政法	2	
		行政法	2	
		行政救済法 公法総合演習	2 4	
	民事系	民法(民法総則・契約)	4	34単位必修
		民法(物権)	2	
		民法(債権総論)	2	
		民法(不法行為等)	2	
		民法(親族・相続)	2	
		民法演習	2	
民法演習		2		
商法(会社法)		4		
商法総則・商行為法・有価証券法		2		
商法演習		2		
民事訴訟法		4		
民事訴訟法演習	4			
民事法総合演習	2			
刑事系	刑法(刑法総論)	4	14単位必修	
	刑法(刑法各論)	2		
	刑事訴訟法	4		
	刑事法演習	2		
	刑事法総合演習	2		
実務基礎科目		法曹倫理	2	10単位以上
		民事訴訟実務の基礎	2	
		刑事訴訟実務の基礎	2	
		法文書作成・模擬裁判(民事)	2	
		法文書作成・模擬裁判(刑事) クリニック・インターンシップ	2 2	
基礎法学・隣接科目	基礎法科目	英米法	2	4単位以上
		ドイツ法	2	
		EU法	2	
		法思想史	2	
		近代日本法史	2	
		Rechtswissenschaftを学ぶ愉しさ	2	
		法哲学	2	
	隣接科目	公共政策	2	
		自治体政策論	2	
		法と心理学	2	
	会計学	2		

第1章 基本

科目群	授業科目	単位数	修了要件単位
展開・先端科目	知的財産法（特許法）	2	20単位以上
	知的財産法（著作権法）	2	
	知的財産法演習（特許法）	2	
	知的財産法演習（著作権法）	2	
	労働法	4	
	労働法演習	2	
	倒産法	2	
	倒産法	2	
	倒産法演習	2	
	民事執行・保全法	2	
	租税法	4	
	租税法演習	2	
	地方自治法	2	
	国際法	2	
	国際法	2	
	国際法演習	2	
	国際私法	2	
	国際取引法	2	
	環境法	2	
	環境法	2	
	環境法演習	2	
	法学研究論文	4	
	消費者法	2	
	家事紛争と法	2	
	子どもの権利と児童福祉	2	
	高齢化社会と法	4	
	特別刑事手続	2	
	少年非行と矯正教育	2	
	国際人権法と難民問題	2	
	経済法	4	
	経済法演習	2	
	金融法の基礎理論	2	
	有価証券法	2	
	金融商品取引法	2	
	保険法	2	
	保険事業の内部管理	2	
	信託法	2	
	企業法務	2	
	企業再編の法務・会計・税務	2	
	企業の資金調達と法	2	
企業行動とコンプライアンス	2		
企業犯罪と法	2		

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第31条第2項の規定及び別表第 に関し、平成20年度以前の入学者については、なお従前の例による。

2. 法務研究科

法曹実務専攻(平成19～20年度入学者)

は必修科目

科目群		授業科目	単位数	授業科目	単位数	修了要件 単位
法律基本科目	公法系	憲法	2	憲法	2	14単位必修
		行政法	2	行政法	2	
		行政救済法	2	公法総合演習	4	
	民事系	民法(民法総則・契約)	4	民法(物権)	2	34単位必修
		民法(債権総論)	2	民法(不法行為等)	2	
		民法(親族・相続)	2	民法演習	2	
		民法演習	2	商法(会社法)	4	
		商法演習	2	商法演習	2	
		民事訴訟法	4	民事訴訟法演習	4	
	刑事系	民法総合演習	2			
刑法(刑法総論)		4	刑法(刑法各論)	2	14単位必修	
刑事訴訟法		4	刑事法演習	2		
刑事法総合演習	2					
実務基礎科目		法曹倫理	2	民事訴訟実務の基礎	2	10単位以上
		刑事訴訟実務の基礎	2	法文書作成・模擬裁判(民事)	2	
		法文書作成・模擬裁判(刑事)	2	クリニック・エクスターンシップ*	2	
基礎法学・隣接科目	基礎法学科目	英米法	2	ドイツ法	2	4単位以上
		EU法	2	法思想史	2	
		近代日本法史	2	Rechtswissenschaftを学ぶ愉しさ	2	
	隣接科目	公共政策	2	自治体政策論	2	
法と心理学		2	会計学	2		
		経営学	2			
展開・先端科目	知的財産法(特許法)		2	知的財産法(著作権法)	2	26単位以上
	知的財産法演習(特許法)		2	知的財産法演習(著作権法)	2	
	労働法		4	労働法演習	2	
	倒産法		2	倒産法	2	
	倒産法演習		2	民事執行・保全法	2	
	租税法		4	租税法演習	2	
	地方自治法		2	国際法	2	
	国際法		2	国際法演習	2	
	国際私法		2	国際取引法	2	
	環境法		2	環境法	2	
	環境法演習		2	法学研究論文	4	
	消費者法		2	家事紛争と法	2	
	子どもの権利と児童福祉		2	高齢化社会と法	4	
	特別刑事手続		2	少年非行と矯正教育	2	
	国際人権法と難民問題		2	経済法	4	
	経済法演習		2	金融法の基礎理論	2	
	有価証券法		2	金融商品取引法	2	
	保険法		2	保険事業の内部管理	2	
	信託法		2	企業法務	2	
	企業再編の法務・会計・税務		2	企業の資金調達と法	2	
企業行動とコンプライアンス		2	企業犯罪と法	2		

第1章 基本

3.法務研究科

法曹実務専攻(平成18年度以前入学者)

は必修科目

科目群		授業科目	単位数	修了要件単位
法律基本科目	公 法 系	憲 法 演 習	4	12単位必修
		公 法 総 合 演 習	4	
		行 政 法	4	
	民 事 系	民 法	4	36単位必修
		民 法	4	
		民 法 演 習	4	
		商 法 演 習	4	
		商 法 演 習	4	
		民 事 訴 訟 法	4	
		民 事 訴 訟 法 演 習	4	
民 事 法 総 合 演 習		4		
刑 事 系	刑 法	4	14単位必修	
	刑 法	2		
	刑 事 訴 訟 法 演 習	4		
	刑 事 法 演 習	2		
	刑 事 法 総 合 演 習	2		
実 務 基 礎 科 目	法 曹 倫 理	2	10単位必修	
	民 事 訴 訟 実 務 の 基 礎	2		
	刑 事 訴 訟 実 務 の 基 礎	2		
	法 文 書 作 成 ・ 模 擬 裁 判	4		
	ク リ ニ ッ ク ・ イ ク ス タ ー シ ッ プ	2		
基礎法学・隣接科目	基 礎 法 学 科 目	英 米 法	2	4単位以上
		ド イ ツ 法	2	
		E U 法	2	
		法 思 想 史	2	
		近 代 日 本 法 史	2	
		Rechtswissenschaft を学ぶ愉しさ	2	
	隣 接 科 目	公 共 政 策	2	
		自 治 体 政 策 論	2	
		法 と 心 理 学	2	
		会 計 学	2	
		経 営 学	2	

科目群	授業科目	単位数	修了要件単位
展開・先端科目	知的財産法（特許法）	2	26単位以上
	知的財産法（著作権法）	2	
	知的財産法演習（特許法）	2	
	知的財産法演習（著作権法）	2	
	労働法	4	
	労働法演習	2	
	倒産法	2	
	倒産法演習	2	
	民事執行・保全法	2	
	租税法	2	
	租税法演習	2	
	地方自治法	2	
	現代行政と行政救済	2	
	国際法	2	
	国際法	2	
	国際法演習	2	
	国際私法	2	
	国際取引法	2	
	環境法	4	
	環境法	4	
	環境法演習	2	
	法学研究論文	2	
	家族関係と法	4	
	家事紛争と法	2	
	子どもの権利と児童福祉	2	
	高齢化社会と法	4	
	消費者法	2	
	国際人権法と難民問題	2	
	特別刑事手続	2	
	金融法の基礎理論	4	
	保険事業の内部管理	2	
	金融商品取引法	2	
	保険法	2	
	有価証券法	2	
	経済法	2	
	経済法演習	2	
	信託法	2	
	企業法務	2	
	企業再編の法務・会計・税務	2	
	企業の資金調達と法	2	
企業行動とコンプライアンス	2		
企業犯罪と法	2		

法科大学院を修了するためには、修了に必要な単位を修得したうえ、修了試験に合格しなければならない。

**【別表第 1】**

1. 入学検定料 35,000円

ただし、本学を卒業（卒業見込みの者を含む。）又は修了した者が、本学の大学院を受験する場合は、入学検定料を免除する。

2. 学費納付金

修士課程	平成23年度入学生	平成22年度以前入学生
入学金	260,000円	-
授業料	550,000円	550,000円
施設費	220,000円	220,000円
実験・実習費	50,000円	

実験・実習費は、心理学研究科臨床心理学専攻生のみ納付するものとする。

法科大学院	平成23年度入学生	平成22年度以前入学生
入学金	260,000円	-
授業料	990,000円	990,000円
施設費	260,000円	260,000円

ただし、入学金は、駿河台大学卒業生及び駿河台大学に3年以上在学した者で第12条第4号の規定に該当するものは免除とする。授業料・施設費の額は、物価上昇率、人事院のアップ率等を参考にして毎年定められた額とする。